

平成30年度千葉市私立幼稚園就園奨励費補助事業のあらまし

千葉市では、私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の一層の振興を図るため、私立幼稚園の入園料・保育料の一部を助成しています。

1. 補助の対象となる方

県の認可を受けている私立幼稚園（千葉市が利用者負担額を定めている一部の幼稚園は除く。在園する幼稚園にお問い合わせ下さい。）に在園し、かつ千葉市に住民登録のある3・4・5歳児（平成24年4月2日～平成27年4月1日生）の保護者。

※満年齢が3歳に達して、就園する幼児の保護者も対象となります。

2. 補助の区分と金額

◇補助の区分（A～D2）と金額は、園児の世帯の平成30年度市（区町村）民税所得割額（ただし、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている方は、適用前の額）と子どもの人数に応じて決定します。

◇世帯の中に市民税を課税されている方が複数いる場合は、原則として園児の両親（単身赴任等により同居していない場合も含む）の市（区町村）民税所得割額の合計額が基準となります。

◇市（区町村）民税所得割額の確認方法は、「保育料等減免措置に関する調書」の裏面をご参照ください。

◇補助金は、幼稚園に納めた入園料・保育料の金額を限度として交付します。

補助の区分		補助限度額（年額）		
		第1子 ^{※2}	第2子 ^{※2}	第3子以降 ^{※2}
A	生活保護を受けている世帯	333,000円	333,000円	333,000円
B	市民税が非課税または市民税所得割額が非課税の世帯	297,000円	333,000円	333,000円
C1	市民税所得割額の合計額が102,800円以下 ^{※1} の世帯 (6%：77,100円以下)	212,200円	272,000円	333,000円
C2	市民税所得割額の合計額が281,600円以下 ^{※1} の世帯 (6%：211,200円以下)	90,200円	213,000円	333,000円
D1	市民税所得割額の合計額が380,400円以下 ^{※1} の世帯 (6%：285,300円以下)	28,000円	182,000円	333,000円
D2	上記以外の世帯	15,000円	169,000円	323,000円

※1 平成29年度税制改正により、平成30年度分から、指定都市に住所を有する者の所得割の税率について、道府県民税は2%（改正前：4%）、市民税は8%（改正前：6%）とすることとされました。

千葉市を含む指定都市以外で課税されている方（市外からの転入者や単身赴任者等）は、上記表中（ ）内の6%の税額が基準となります。

※2 平成28年度から、国の制度改正により、補助の区分がA～C1に該当する世帯に限り、小学校4年生以上のお子さんもきょうだいの人数に含めるよう、取り扱いが変更されています。

ただし、補助区分がC2～D2の方は、小学校3年生までのきょうだいの中で、補助の対象となる園児が上から何人目にあたるかで判定となります。

例：きょうだい、小学校6年生、年長、年少の場合

補助の区分A～C1の世帯…年長のお子さんは第2子、年少のお子さんは第3子

補助の区分C2～D2の世帯…年長のお子さんは第1子、年少のお子さんは第2子

3. 「保育料等減免措置に関する調書」の記入について

手順1 園児氏名・性別・園児生年月日・保護者氏名・住所・連絡先を記入してください。

手順2 世帯の状況に応じて1～2のいずれかに○をつけてください。

【1に○をつけた場合】

市民税の課税状況に応じて、A～D2の補助区分を決定します。(補助区分は、1ページ「2 補助の区分と金額」参照)

千葉県から課税されている方は、□のどちらかにチェックを入れてください。

なお、平成30年1月1日時点で千葉市に住民登録がない方など、千葉市が市民税の課税状況を調査することができない方は証明書類を添付していただく必要があります。該当する理由に○をつけて、下表のとおり必要な書類を添付してください。

・平成30年1月1日に住民登録が千葉市になかった方 (a 市外から転入 b 市外に単身赴任) ・市民税の申告をしていない (c 申告していない)	調書裏面 見本1
会社員等 (給与から市民税が引かれている方) ①平成30年度市民税・県民税 特別徴収税額通知書 (写し)	調書裏面 見本2
個人事業主等 (ご自身で市民税を納めている方) ②平成30年度市民税・県民税 納税明細書及び通知書 (写し)	調書裏面 見本3
上記、①、②をお持ちでない場合 平成30年度市県民税所得証明書 (市民税所得割額や配偶者控除・扶養人数等がわかるもの) (写し)	
・昨年、海外勤務等により外国所得があった方 (d 外国所得あり)	
勤務先発行の給与証明書等 (以下の項目がわかる証明書) 証明内容: 海外勤務の期間、勤務先、平成29年1月～12月の国内と海外の収入の合計額	
・生活保護を受けている方 (e その他)	
各区保健福祉センターで発行する、生活保護受給証明書	

※上の表のいずれかに該当し、かつ、住宅借入金等特別税額控除を受けている方は、その証明 (平成29年分源泉徴収票、確定申告書の写し等) も併せてご提出ください。

※上記証明書類の提出が幼稚園の指定する提出期限に間に合わない場合は、封筒に幼稚園名・園児名及び歳児を明記のうえ、平成30年8月1日 (水) までに幼保支援課まで直接郵送してください。(提出がない場合は、D2区分の補助となります。)

なお、「保育料等減免措置に関する調書」は必ず幼稚園にご提出ください。

【2に○をつけた場合】

市民税の課税状況に関わらず、D2区分 (補助金額が最低の区分) にて決定となります。

手順3 園児の世帯状況を記入してください。兄弟姉妹がいる場合は、ア・イも記入してください。

※兄及び姉が小学1～3年生 (特別支援学校小学部を含む)、幼稚園、保育所 (園)、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等を利用している場合は、補助の金額に関係しますので、氏名等の他、入園している幼稚園名及び学校名等を必ず記入してください。

◀以下に該当する兄・姉がいる方が添付する証明書類 (写し) ▶

・園児の兄・姉が保育所 (園)、認定こども園、特別支援学校幼稚部等にいる場合
その兄・姉の在所 (園・学) 証明書
・園児の兄・姉が児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合
受給者証の写し

記載例 (4歳児の場合)

様式第3号 (保護者→幼稚園→千葉市)

平成30年度 保育料等減免措置に関する調査書

幼稚園番号	4	園児番号
-------	---	------

- 別紙「あらし」を参照し、正確にご記入ください。
- 保護者の方は太ワク内のみ記入してください。
- 幼稚園の指定する提出期限までに、幼稚園へ提出してください。

幼稚園名	幼稚園
入園年月日	平成 年 月 日

フリガナ	チバ フウタ	性別	生年月日
園児氏名	千葉 風太	男・女	平成 25年 10月 18日生
保護者氏名	千葉 太郎		
住所	千葉市中央区千景港2-1		
連絡先	携帯電話など平日、日中の連絡先 ○○○ - ○○○○ - ○○○○		

上記の園児について、下記により保育料等の減免を希望します。

世帯の状況に応じて、以下1~2のいずれかに○をつけ、1の方は必ずチェックをしてください。

1 この申請に対する私立幼稚園就園奨励費補助事業の決定のため、
 千葉市が保有している台帳により、市民税課税情報について調査することに同意します。
 下記の理由に該当するため、自ら証明する書面を添付します。

a 市外からの転入 b 市外に単身赴任 c 申告していない d 外国所得あり e その他 ()
 (上のa~eのいずれかに○をつけ、別紙「あらし」に記載されている各書類を添付してください。)

2 市民税課税額に関わらず、D2区分の補助を希望します。

ア. 小学校4年生以上の子ども				同居・別居の別	<記入上の注意> ◆続柄については、園児本人から見た続柄を記入(もしくは該当に○)してください。 ◆同居・別居については、園児本人から見て、どちらかに○をしてください。
氏名	生年月日	続柄	同居・別居の別		
千葉 一郎	平 17 . 4 . 4	兄・姉	同・別		
	平 . .	兄・姉	同・別		

イ. 小学校3年生までの子ども ※園児本人を除く					
氏名	生年月日	続柄	同居・別居の別	小学校・幼稚園保育所(園)等の名称	学年等
千葉 ちはな	平 23 . 3 . 3	兄・姉・弟・妹	同・別	〇〇小学校	2年生
	平 . .	兄・姉・弟・妹	同・別		
	平 . .	兄・姉・弟・妹	同・別		
	平 . .	兄・姉・弟・妹	同・別		

園児の世帯状況 [父母、祖父母等] ※上記ア~イを除く					[千葉市記入欄] 平成30年度市民税	
氏名	生年月日	続柄	同居・別居の別	備考 (単身赴任等)	所得割額	
千葉 太郎	昭平 55 . 10 . 5	父	同・別	単身赴任中	円	
千葉 花子	昭平 57 . 11 . 22	母	同・別		円	
	昭平 . .		同・別		円	
	昭平 . .		同・別		円	
市民税所得割額合計					円	

千葉市	入園料	保育料	保育料等合計金額 (入園料+保育料)	補助区分	補助区分	備考
記入欄	円	円	円	1・2	A B C1 C2 D1 D2	

単身赴任の方、園児の両親以外で園児を扶養している方、個人事業主の事業専従者の方については、その旨を記入してください。

小学校3年生までのお子さんを記入してください(補助額に関係しますので、正確に記入してください。)

4. 申請の方法

「保育料等減免措置に関する調書」に記入（必要な場合は証明書類を添付）のうえ、在園先の幼稚園に幼稚園の指定する提出期限までに提出してください。

※記入方法については、この「あらまし」の3ページをご参照ください。

5. 市（区町村）民税の申告について

申請に際し、市（区町村）民税の申告をしていない方（昨年の収入がない場合でも、配偶者控除または扶養控除の対象となっていない方は、申告が必要です）は、平成30年1月1日にお住まいであった市区町村にて、市（区町村）民税の申告を行ってください。

6. 年度途中での入退園等について

（1）年度途中での入園・市外からの転入について

◇年度途中での入園や、市外からの転入の場合は、在園月数に応じた月割で支給額を決定します。

（2）年度途中での退園・市外転出について

◇年度途中で退園や、市外への転出となった場合、在園月数に応じた月割りで支給額を決定します。

◇年度途中で市外転出される場合は、必ず転出先の住所と電話番号を幼稚園に連絡しておいてください。

7. 支給時期

平成31年2月末頃に、1年分を一括して支給する予定です。

ただし、補助区分A、Bに該当する世帯については、10月末頃と2月末頃にそれぞれ半年分を支給する予定です。

8. 特別な手続きが必要な方について

下記事項に当てはまる方は、お早目に下記連絡先へご相談ください。補助金額が変更（特に②～④に該当する方は補助金額が増額）となる可能性があります。

また、ひとり親世帯や障害児（者）世帯の方は、別紙「ひとり親世帯や障害児（者）世帯の補助金額の増額等について」をご確認ください。

①申請後に世帯構成や市民税所得割額に変更が生じた方

②寡婦（夫）控除の適用を受けていない、ひとり親の方（未婚の母子等で、市民税が課税されている方）

③平成25年度に生活保護を受給しており、生活扶助基準の変更により生活保護の対象外となった方

④保護者の失職等により、前年と比較して世帯の収入が著しく減少した方

※その他、手続きについての詳細は、在園先の幼稚園または下記連絡先にてご確認ください。

※提出書類の内容を確認するため、幼保支援課から直接問い合わせさせていただく場合があります。

※千葉市内の私立幼稚園に在園し、千葉市内に在住していても、千葉市に住民登録のない方は、この補助事業の対象となりませんので、登録のある市区町村にお問い合わせください。

【証明書類の送付・連絡先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1（中央コミュニティセンター9階）

千葉市こども未来局 こども未来部 幼保支援課 幼児教育振興班

Tel：043-245-5100 Fax：043-245-5629